

名古屋市告示第 363号

名古屋市緑化センターの開館時間の変更について

名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）第 9条第 3項の規定により、次のとおり名古屋市緑化センターの開館時間を変更しますので、名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）第 3条の2第 2項の規定により告示します。

令和 7年 7月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 変更内容

令和 7年 7月19日及び同月20日の供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 9時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課